## 産前産後期間相当分型の 国民健康保険税が免除されます!

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者で出産される方の 出産前後の一定期間の国民健康保険税が減額される制度が令和6年1月から始まります。

## 対象となる方・受付期間

- ◆令和5年11月1日以降に出産、または出産予定の国民健康保険被保険者の方。 ※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。 ※死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます。
- ◆出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。



11.000

## 国民健康保険税の免除方法・対象期間

◆その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月 (または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます)相当分が減額されます。

単胎の方▶	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
多胎の方▶	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後

<sup>※</sup>産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。 産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

◆令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月			
				出産予定月						
※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。										

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。 令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

◆保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

## 届出方法・必要な書類

下記の書類を医療年金課に届出してください。

- ①産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ②本人確認書類(運転免許証等) ※別世帯の方が申請する場合は世帯主からの委任状が必要です。
- ③出産予定日または出産日が確認できるもの(下記のいずれか) 母子健康手帳(予定日の記載があるもの)や出生証明書(出産日および親子関係の記載があるもの)など。

問い合わせ・届出先

医療年金課☎内線1724~1726

受付:月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 (祝日・12月29日~1月3日を除く)

<sup>※</sup>多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。